

令和6年度多文化サービススタート講座 【広報物のやさしい日本語版を作る】

「やさしい日本語」とは何か

「やさしい日本語」とは、難しい言葉を言い換えるなど、日本語を母語としない人等にも分かるように配慮した、わかりやすい日本語のことです。「やさしい日本語」を使って広報物を作成することは、多様な言語を使う相手に情報を伝えるのに、とても簡単で有効な手段です。

令和5年度の「埼玉県外国人住民意識調査」によると、在留外国人の9割近くは簡単な日本語を話すことができ、半数以上が、やさしい日本語を読めるという結果が出ています。

やさしい日本語への変換のポイント

- 何を伝えたいかを整理し、話す順番を考える。
- 一つの文を短くし、文節に分ける。1文に含む内容は1つにする。
- 受け身の表現（「～られる」）を使わない。あいまいな表現と二重否定は使わない。
- 日本では常識的なことであっても説明する。
- 簡単な言葉に言い換える。漢字はルビをふるか、ひらがなにする。
- カタカナ語と外来語は使わない。擬態語や擬音語は使わない。
- 元号は西暦にし、「/」ではなく年月日を用いる。

【変換例】

「埼玉県立図書館では、2館が分担して資料を収集しています。」

→ 埼玉県(さいたまけん)には、 県立(けんりつ)図書館(としょかん)が 2つあります。
2つの図書館(としょかん)は、もっている 本(ほん)が違(ちが)います。

「この本は、複写できないこともないですが、痛んでいるので注意してください。」

→ この本(ほん)は、 壊(こわ)れやすいので、注意(ちゅうい)して 複写(ふくしゃ)してください。

「この日までに返せないとペナルティが発生します。」

→ この日(ひ)までに 返(かえ)せなかったら しばらく 本(ほん)を 借(か)りることが できなくなります。

「相互貸借は有料になることがあります。」

→ この図書館(としょかん)の本(ほん)を 借(か)りるとき お金(かね)は ありません。でも、ほかの 図書館(としょかん)の本(ほん)を 取(と)り寄(よ)せる ときは お金(かね)が いる かもしれません。

「図書館には、利用者の求めに応じて資料を提供する役割のほかに、貴重な資料や稀少な資料を保存するという役割もあります。」

→ 図書館(としょかん)の 仕事(しごと)は 2つ あります。

ひとつは、読(よ)みたい 人(ひと)に 本(ほん)を 見(み)せることです。

もうひとつは、大事(だいじ)な 本(ほん)や めずらしい 本(ほん)を 守(まも)ることです。

「郵送複写サービスでの複写も、著作権法の範囲内での対応となります。申請される際にご留意ください。」

→ 図書館(としょかん)に 来(き)て 本(ほん)を 複写(ふくしゃ)することが できます。図書館(としょかん)に 来(こ)なくても、郵便(ゆうびん)で あなたの 家(いえ)に 送(おく)ることができます。どちらの ときも、複写(ふくしゃ)できる 枚数(まいすう)には 決(き)まりが あります。本(ほん)を 書(か)いた 人が 困(こま)らないように するためです。申(もう)し込(こ)むときは その 決(き)まりを 守(まも)ってください。

広報物のやさしい日本語版を作る

やさしい日本語に変換すると、文字数が増えます。そのため、もとの広報物と同じとおりに作成する必要もありません。

また、必ずしも原文のまま変換すべきとは限りません。たとえば「詳しくはウェブサイトをご覧ください」という表現は、ウェブサイトにやさしい日本語版がない場合、誘導しても理解してもらえません。そのような場合は「詳しくは司書にお尋ねください」などの文に変更しましょう。

参考文献・ウェブサイト

- ・『図書館員のための「やさしい日本語」』
(阿部治子, 加藤佳代, 新居みどり/編著, 岩田一成/監修 日本図書館協会 2023)
- ・「在留支援のためのやさしい日本語ガイドラインほか」(出入国在留管理庁と文化庁)
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/92484001.html)
- ・図書館向け 多文化サービスツール (埼玉県立図書館)
(<https://www.lib.pref.saitama.jp/collection/mcult/tabunkatool.html>)
- ・「やさしにちチェッカー」(一橋大学国際教育センター庵功雄研究室)
(<http://www4414uj.sakura.ne.jp/Yasanichi1/nsindan/>)

おわりに

研修内容を参考に、自館の広報物などのやさしい日本語版を作成・配布してみてください。

今回のようなやさしい日本語版作成に関することも含め、多文化サービス担当では個別の相談を随時受け付けています。気兼ねなくご相談ください。

【埼玉県立熊谷図書館 多文化サービス担当について】

埼玉県内の在留外国人を主なサービス対象として、外国語で書かれた資料、日本について学ぶ資料、多文化理解を深める資料などを提供している担当です。

また、県内の図書館への多文化サービス支援も行っています。資料の提供、相談への対応、研修実施、ツールの公開などによるものです。R5年度の多文化サービススタート講座でこれらを紹介した際の研修資料を、県立図書館のウェブサイトで公開しています。ご参照いただき、ぜひこれらの支援をご活用ください。

(<https://www.lib.pref.saitama.jp/collection/mcult/tabunkatool.html#tabunka>)

埼玉県立熊谷図書館 多文化サービス担当
〒360-0014 埼玉県熊谷市箱田 5-6-1
電話：048-523-6291 FAX：048-523-6468
メール：lib-kaigai@pref.saitama.lg.jp